

平成 25 年 1 月 23 日

各 位

上場会社名 DIC 株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 中西 義之
 (コード番号 4631)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長 永井 寛
 (TEL 03-5203-7838)

決算期（事業年度の末日）変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 23 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月下旬に開催予定の第 115 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期を変更することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

当社グループの決算期は、一部を除き、海外連結子会社は 12 月、国内会社は 3 月と なっていますが、以下の理由からこれを統一することと致しました。

- 1) より適時・適正な経営情報の開示
- 2) 予算編成や業績管理などの経営及び事業運営の効率化
- 3) 将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）が規定する連結会社の決算 期統一の必要性

2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年 3 月 31 日

変更後 : 毎年 12 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 116 期は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。

3. 定款一部変更の内容（下線部は変更箇所を示します。）

現行	変更案
(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎 年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株 主総会は、必要あるときに随時 これを招集する。	(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎 年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株 主総会は、必要あるときに随時 これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決 権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日と する。	(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決 権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日 とする。

現行	変更案
<p>(事業年度) 第 38 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度) 第 38 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。 2. (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(第 116 期事業年度)</u> 第 1 条 <u>第 38 条の規定にかかわらず、第 116 期事業年度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月とする。</u></p> <p><u>(第 116 期事業年度の中間配当)</u> 第 2 条 <u>第 40 条の規定にかかわらず、第 116 期事業年度は、取締役会の決議によって、平成 25 年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>(附則の有効期限)</u> 第 3 条 <u>本附則は、平成 25 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

4. 今後の日程

第 115 期定時株主総会開催日：平成 25 年 6 月下旬予定

定款変更の効力発生日：同上

5. 今後の見通し

本決算期の変更が、業績に与える影響は軽微であります。

また、第 116 期の業績見通しにつきましては、第 115 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを前提として、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算における見通しを、平成 25 年 5 月に開示予定の平成 25 年 3 月期決算短信において公表することと致します。

以上